

農業制度資金の融資条件と利用用途

こんなときにお役に立ちます！

資金名		資金の概要	対象者	借入限度額	融資率 (対事業費)	償還期間※1 (据置期間)	
かながわ都市農業推進資金	農業近代化資金	農業経営の近代化のための施設の建設や農機具の取得、共同利用施設の建設等に利用できる資金	認定農業者	個人1,800万円 (特認2億円) 法人2億円	100%	15年以内 (7年以内)	
			認定新規就農者※2		18年以内 (7年以内)		
			農業参入法人	1億5,000万円		80%	20年以内 (7年以内)
			集落営農組織	2億円	集落営農組織は 3,600万円まで100%		
			農業を営まない法人等※3				
	担い手育成資金	新たな農業の担い手等が、農業を営む上で必要となる施設、農機具の取得、消耗資材の購入等に利用できる資金	主業農業者(個人・法人) ----- 新たな農業の担い手	1,800万円 (特認2億円)		80%	15年以内 (7年以内)
(かながわ農業アカデミー特例)	かながわ農業アカデミーにおける農業の技術・経営方法の実地習得に利用できる資金	かながわ農業アカデミー生産技術科・技術専修科の学生及び入校予定者	25万円/年	100%	7年以内※6 (正規の修学年数以内)		
農地取得資金	農畜産用地を購入するために利用できる資金	農業を営む者※4 ----- 新たな農業の担い手	1,800万円	100%	25年以内 (3年以内)		
簡易融資資金	簡便な手続きにより機動的に利用できる資金	農業を営む者※4 ----- 新たな農業の担い手	500万円	100%	7年以内 (2年以内)		
災害対策資金※5	天災等の被災者が利用できる資金	農業を営む者※4 ----- 農業を営まない法人等※3	1,800万円 ----- 1億円	100%	15年以内 (7年以内)		
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農業経営改善計画の達成に利用できる、大規模な投資かつ長期返済が可能な資金	認定農業者	個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認20億円) (負債整理の場合は上記の1/5)	100%	25年以内 (10年以内)	
	青年等就農資金	農業経営を開始するための施設の設置や機械の購入に利用できる無利子の資金	認定新規就農者※2	3,700万円 (特認1億円)	100%	12年以内 (5年以内)	
	経営体育成強化資金	認定農業者以外の担い手向けで大規模な投資かつ長期返済が可能な資金と、負債の償還負担軽減のための資金	農業を営む者※4	個人 1億5,000万円 法人 5億円	80%	25年以内 (10年以内)	
	農業改良資金	農業経営の改善を目指して新しい取組を行う場合に利用できる無利子の資金	農業者等※7 ----- 事業者等※8	個人 5,000万円 ----- 法人等 1億5,000万円	100%	12年以内 (5年以内)	
	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害や経営環境の変化によって、農業経営の維持安定が困難な農業者に対する資金	認定農業者 認定新規就農者※2 その他※9	一般600万円 特認年間経費等の6/12以内	100%	10年以内 (3年以内)	

※1 償還期間(据置期間)は、最長期間を記載しており、資金使途等により異なります。

※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する認定就農者です。

※3 農業を営まない法人等とは、農業者、農業協同組合等が主たる構成員(出資者)の法人または団体(農事組合法人・土地改良区及び同連合、事業協同組合等)・・・その他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

※4 経営の主体となって農畜産業務を継続的に行っていて、税務申告を行っている農業経営主で、法人・任意団体を含みます。

※5 市町村長から天災等の被災者であると認められた方について、県知事が認めた場合に利用できます。

※6 卒業後就農予定の方は、据置期間を1年延長することができます。

※7 持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法に基づき計画認定を受けた農業者等。

※8 農商工等連携促進法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法に基づき計画認定を受けた事業者等。

※9 (個人)農業所得が総所得の過半を占める、又は農業粗収益が200万円以上の方(法人)農業売上高が総売上高の過半を占める、又は農業売上高が1,000万円以上の法人。